

第 3 期特定健康診査等実施計画

東宝健康保険組合

平成 30 年 4 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、東宝株式会社等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成30年度6月の事業所数は27で、全国7都道府県に所在するが、約7割が東京に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は4割、それ以外の在勤者は6割程度ではないと思われる。

加入事業者は、中小事業者が多く、被保険者50人未満の事業所が全体の5割を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は、約100人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が37歳で、男性が全体の6割強を占める。

健康診断については、東京都千代田区の本社地区勤務の者は、当組合の東宝診療所にて行っている。

※ 東宝診療所所在地は、東宝健保組合と同じ

職員は、医師・保健師・看護師で、医師は非常勤で6名、看護師・保健師は常勤で3名

本社地区以外勤務の者は、事業所が契約した医療機関で受診している。

平成29年度の基本健診の実施人数は、東宝診療所で1163人、それ以外で1377人。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

東宝診療所では従来から事業者健診を受託している。本社地区以外での健診は事業者が健診を実施するが、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	95.0	96.0	96.0	96.0	97.0	97.0	—
被扶養者	55.0	60.0	65.0	67.0	67.0	67.0	—
被保険者＋被扶養者	88.0	88.0	89.0	89.0	90.0	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率55.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	1,900	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	—
特定保健指導対象者数 (推計)	333	400	405	407	411	411	—
実施率(%)	34.4	40.9	47.4	51.5	55.7	55.7	55.0%
実施者数	115	163	192	210	229	229	—

特定保健指導は原則として当組合が委託している外部業者が行う。

今後は、遠隔地の者についても保健指導ができるように、委託先と調整する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を25%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	1,550	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
目標実施率(%)	95	96	96	97	97	97
目標実施者数	1,473	1,680	1,680	1,680	1,698	1,698

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	350	530	530	530	530	530
目標実施率(%)	55	60	65	67	67	67
目標実施者数	193	318	345	355	355	355

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	1,900	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280
目標実施率(%)	88	88	89	89	90	90
目標実施者数	1,665	1,998	2,025	2,035	2,053	2,053

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	1,900	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280
動機付け支援対象者	150	180	182	183	185	185
実施率(%)	34.4	40.9	48.3	52.4	56.5	56.5
実施者数	52	74	88	96	104	104
積極的支援対象者	183	220	223	224	226	226
実施率(%)	34.4	40.9	48.3	52.4	55.4	56.5
実施者数	63	90	108	117	128	128
保健指導対象者計	333	400	405	407	411	411
実施率(%)	34.4	40.9	47.4	51.5	55.7	55.7
実施者数	115	164	196	213	232	232

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、被保険者は東京都千代田区の東宝診療所および各事業者が委託する健診機関で実施する。また被扶養者は予約代行機関、健保連集合契約機関、または近隣の任意の医療機関で全額健保負担で実施する。

特定保健指導は、当組合が外部事業者に委託する。遠隔地の者の特定保健指導については、今後外部事業者と協議していく。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等などは受診予約代行機関と契約を結び、代行機関とし決済をおこない全国での受診が可能となるよう借置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者いずれも当組合が外部事業者にアウトソーシングする。

(5) 受診方法

原則、被保険者は、東宝診療所を含む、事業者健診のうち特定健診データを受領する。被扶養者は、当健保が契約する予約代行機関契約の医療機関、健保連の集合契約医療機関、および任意の近隣医療機関にて受診。

費用は、事業主健診を利用する場合は事業主負担、被扶養者は全額健保組合負担とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、案内の配布のほか、当健保組合ホームページに掲載、また予約代行機関の案内にて行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、規定に基づき対象者全員とし、特定保健指導を案内する。ただし、数量、効率、効果の面から、健診データの悪い者、初めて対象となった者、または対象となりながらも過去3年間受診履歴のない者を重点的に勧奨する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、東宝健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康推進連絡会議において見直しを検討する。

また、平成33年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。